期 分野	9期 (R3.4~R5.3)		意見·質問内容	対応の方向性	課	
	· (R3.4~R5.3) · 阿久澤副座長	1)	障害者権利条約の採択過程では、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」 (Nothing About Us Without Us)がスローガンとなり、同条約は障害がある方の 意思決定支援の原則を示した。日本でもガイドラインが示されている。一方、認 知症の人についても同様であるが、高齢者の分野では意思決定支援も遅れてい るように思う。高齢者福祉に合う取組を進めるべきではないか。	・認知症の人の意思決定支援については、国においてガイドラインが定められているため、ガイドラインの関係者への周知を行うとともに、京都府においては、医療・介護関係者に加え、成年後見制度関係者、金融機関等の企業など、認知症の人の生活に関わるあらゆる関係者向けに「認知症の人の意思決定支援研修」として、研修を実施しており、令和5年度も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。	人権 (健康福祉部)	
		2	(新旧対照表P12) 女性の1つ目に関し、多様なニーズがある中で「働きたい」は不要ではないか。	・マザーズジョブカフェの対象者を正確に表現するため、次のとおり修正します。 (修正案) (新旧対照表P12)・働きたい女性働きながら子育でをする女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じた就業・保育支援、経済団体等と連携した「輝く女性応援京都会議」のもとでの積極的な人材育成や登用、「働き方改革」を推進するとともに、女性リーダーの育成など地域で女性が活躍できる環境整備を推進	府民環境部	実施方針に 反映
		3	(新旧対照表P19) 「企業・職場」では、ビジネスと人権に関する国内のアクションプランなども出ている中で、人事や公正採用のみでは情報が不十分である。	・既存の記載にも、人事や公正採用以外のビジネスと人権に関連する事項(個人情報の適正管理や人権に配慮した企業活動など)を記載してるところですが、より明確になるよう、下線部を追記します。(修正案)(新旧対照表P19)・「ビジネスと人権」に関する国内行動計画を踏まえ、人権が尊重される企業づくりや就労環境の整備、個人情報の適正な管理、人権に配慮した企業活動など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう人権教育・啓発を充実	商工労働観光 部	実施方針に 反映
		4	同和問題(部落差別)について、現在ではインターネットで地名を晒すなど、差別の形態が変化している実情を反映するべき。	・部落差別に係るインターネット上の問題については、部落差別解 消法にも記載され、府として重要な問題であると認識していることか ら、引き続き、教育、啓発やモニタリング等、インターネット上の人権 侵害に対する取組を進めてまいります。	人権	
		(5)	他府県の意識調査によると、現在では結婚で個人を忌避する意識より土地を忌避する意識の方が数値としては高く、不動産業者に対する啓発等も重要	・府の令和2年度府民調査においても、住宅購入時の判断条件として、土地を避けようとする意識が高いという結果が出ていることを踏まえ、府内の建設企業や宅地建物取扱業者に対する人権研修を行っているところです。 令和5年度も引き続き実施いたします。	人権 (建設交通部)	
		6	部落問題だけに関わらず身元調査による人権侵害を防止する視点から、本人通知制度の周知も徹底する必要がある。	・新旧対照表P17の15行目に「『本人通知制度』の周知、登録者の拡大に向けた市町村への支援」を記載しているところであり、令和5年度も周知に取り組んでまいります。	人権 (総務部)	
		7	避難所は家族主義で経営されている中で、LGBT等の方の課題など様々な課題がある。防災計画が非常に重要になるので、充実させた方がよい。	・避難所運営の際に生じる様々な課題に対応するに当たり、事前に計画に組み込むことが重要との指摘と受け止め、今後、防災計画改定の際に御意見の内容を検討いたします。	人権 (危機管理部)	

期 分野	9期 (R3.4~R5.3)		意見·質問内容	対応の方向性	課]
マスメディ ア	日下田委員	1	全国的にも注目された宇治市のウトロ地区の放火事件に関して、インターネット上のデマの問題も絡んでおり、何らかの教訓を引き出し、今後の府の施策に活かしてほしい。	・実施方針で、個別の事件については記載しておりませんが、当該 事件も踏まえ、啓発やモニタリング等具体の取組を充実してまいりま す。	人権	
福祉関係者	中西委員	1	9月に国連が日本に指摘した強制入院や分離教育について、これから5年間で政府がどのように対応してくかは各自治体も注視していくべきであり、実施方針全体の中で、勧告で出た課題に触れていただきたいと思う。	・今回の勧告は、締約国の条約に基づく実施状況等の報告に対して行われたものであり、こうした検証等が定期的に行われることによって、条約の理念が達成に向かっていくものと考えております。 ・勧告の内容は障害者施策の現状を評価する指標として、府の取組を実施する際に参考とさせていただきます。	人権 (健康福祉部)	
			実施方針の中に薬物依存症の方への偏見について確認ができなかったが、薬物依存症の方への差別や偏見はその人を孤立させ、地域から排除されることで回復を妨げる。実施方針の中身でも触れるべきではないか。	・薬物依存症に関しては、関係機関と連携し、当事者の方の回復支援、相談支援を行っているところです。 ・当事者の方に対する差別や偏見については、人間の尊厳や互いの人権を尊重することについての啓発等を通じて対応していきます。	人権 (健康福祉部)	
NPO関係 者	外村委員	1	(新旧対照表P20) 「教職員・社会教育関係職員」では、昨今の児童に関する事件や報道などを見ても、研修だけでは不十分で、もう少し内容を追記した方がよい。	・研修を受けるだけではなく、それを実践していく旨、新たに追記します。(下線部を追記) (追記案) (新旧対照表P20) ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶のための認識の深化、組織的に教育活動に取り組む研修の充実及び実践 ・児童虐待やヤングケアラーの早期発見と関係機関との情報共有等の対応を組織的に行うことができる研修の充実及び実践	教育庁	実施方針に 反映
その他 (外国籍)	康委員	1	(新旧対照表P15) 「外国籍児童生徒」とあるが、「外国籍や外国にルーツを持った児童生徒」とした 方がよいのではないか。日本国籍でも、親が外国人であったり、外国から日本に 来て間もない状態の児童生徒もいる。国籍のみで課題が現れるものではない。	(英田共昭丰D15)	知事室長 グループ 教育庁	実施方針に 反映
若者	佐藤委員	1	(新旧対照表P8) 「非常時における男女共同参画の推進」であるが、具体的な取組等、もう少し踏み込んだ内容を盛り込むべきではないか。	・個別課題の「女性」の部分に次の取組を追記します。 (追記案) (新旧対照表P12)・災害等非常時において、男女共同参画の視点 による避難所運営等が可能となるよう、避難所設営体験講座や防 災教材を活用したワークショップを開催する等地域におけるネット ワークづくりを推進	府民環境部	実施方針に 反映
		2	災害で多くの避難民が発生した際、国際的にはスフィア基準に基づき、人の尊厳が保障されるよう運営をされているが、ウクライナ紛争等も起こっている中で、 不測の事態が起こった時に自分たちは何ができるかを常に考えないといけない。	・避難所運営において、スフィア基準も踏まえたものとなるよう市町村とも連携し、適切な防災計画の策定に努めます。 「スフィア基準」: 正式名称を「人道憲章と人道支援における最低基準」といい、被災者の権利と支援活動の最低基準を定めたもの	危機管理部	

分野	9期 (R3.4~R5.3)		意見•質問内容	対応の方向性	課	
法者曹関係	木内委員	①	(新旧対照表P8) 「男女共同参画」という記載があるにも関わらず、その各論である「女性」のところで何も記載がないのは整合性がとれない。	・御指摘を踏まえ、「社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題」に記載していた内容を「女性」へ移し、次のとおり修正いたします。 (修正案) (新旧対照表P12) ・男女共同参画社会の推進に向けた取組として、コロナ禍により複合化する困難や課題を抱える女性に対応するため、女性活躍を支援する「京都ウィメンズベース」を移転して「マザーズジョブカフェ」「京都府男女共同参画センター」の3拠点をと一緒に京都テルサに集約し集結させ、女性へのワンストップ支援を強化	府民環境部	実施方針に 反映
		2	(新旧対照表P15) 各人権問題に係る取組内の「犯罪被害者等」について、本日の報告事項にある 条例の内容を踏まえて、実施方針に追記すべきではないか。	・条例の制定を踏まえ、次のとおり追記、修正します。 (追記、修正案) (新旧対照表P15) 〇犯罪被害者等 ・犯罪等発生直後の直接支援、精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的支援の充実 ・新たに制定した「京都府犯罪被害者等支援条例」及び国の第4次犯罪被害者等基本計画を踏まえながら、行政、警察、関係機関、民間支援団体による途切れのない被害者支援活動や京都府犯罪被害者サポートチームによる総合的な支援を実施が一体となって支援を実施する体制の構築と犯罪被害者の状況に応じたきめ細やかで途切れのない支援の実施 ・民間支援団体への援助と連携の推進 ・犯罪被害者等への理解や支援のが置かれた状況や支援について府民理解の促進や被害を受けた方が支援の求めをしやすい環境を醸成するための広報啓発	府民環境部	実施方針に 反映
		3	(新旧対照表P23) 「相談機関相互の連携・充実」内の「様々な相談機関等」として、人権擁護の推進や制度改善に努めるよう義務づけられている弁護士会にも触れていただきたい。	・連携先となる相談機関名は記載しておりませんが、京都弁護士会については、人権問題法律相談の取組等を通じて密接に連携を図っているところです。	_	
		4	(新旧対照表P13) 各人権問題に係る取組内の「子ども」の5つ目、ヤングケアラーについて、具体的 にこどもが相談できる相談機関の設置を検討いただきたい。	・京都府では、令和4年4月28日に京都府ヤングケアラー総合支援センターを開設し、こどもからの相談を受け付けているところです。 (18歳以上の方、元ヤングケアラーの方、家族の方や関係者も相談可能) また、こどもに相談窓口を知っていただくためチラシ等を作成し、学校や関係機関で配布することによって、周知をはかっているところです。	健康福祉部	
		5	(新旧対照表P14) 各人権問題に係る取組内の「障害のある人」の7つ目、「優生保護法」の内容であるが、全国的に一時金の支給が受けられていない方が多い中、京都府としてもしっかり周知・啓発を行ってほしい。	・これまでから、府民だよりや府HPへの掲載、市町村・保健所などの 行政機関等のチラシ配架・ポスター掲示等、様々な機会を捉えて広 報を行うとともに、専用窓口である「京都府旧優生保護法一時金相 談ダイヤル」を設置して相談対応等を行ってきたところ。 一時金の請求期限が令和6年4月に迫る中、改めて医療機関や 福祉施設等にもポスターやチラシを配布し、周知を強化していく予 定であり、今後もしっかり周知啓発に取り組みたいと思います。	健康福祉部	